厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖 縄 労 働 局 発 表
平 成 25年 12月 20日

担当	沖縄労働局	
	雇用均等室長	松 永 涼 子
	地方育児･介護休業指導官	江 畑 泉
	電 話 （098） 868－4380	

次世代法「子育てサポート企業」県内最多の認定3回目！

—「株式会社 沖縄富士通システムエンジニアリング」12月24日（火）「認定授与式」 —

沖縄労働局（局長 谷直樹）は、「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）」に基づく「子育てサポート企業」として、**株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング**（那覇市）を認定しました。（取り組み内容は資料1）

同社は平成19年及び平成22年にも認定を受けており、今回で3回目の連続認定となります。県内では最多回数の認定を受けた企業となりました。（資料2）

1 認定企業について（子育てサポート企業「くるみん」認定）

■平成25年第4号認定企業 **「株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング」**

（所在地：那覇市 労働者数：約 150 人）

【認定のポイント】

〇育児短時間勤務制度を子どもが小学校６年生の３月３１日まで利用可能とするなど、**育児・介護休業法を上回る仕事と育児の両立支援制度を拡充**した。

〇また従業員の多様な働き方につなげるため、**定時退社日や残業事前申請を徹底**した。

〇計画期間中女性の育児休業取得率１００％、男性の育児休業３名利用等、９つの認定基準を満たした。

次世代認定マーク

（愛称：くるみん）

2 「認定授与式」の実施について

■ 沖縄労働局では、「認定授与式」を下記のとおり行います。（資料3）

1 日時 ： **平成25年12月24日（火）午後1時30分～2時**

2 場所 ： **沖縄労働局 大会議室** （那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 2階）

3 内容 ： **認定通知書、次世代認定マーク授与 等**

３ 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出状況について（平成25年11月末現在）

次世代法により、101人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出るとともにその内容を公表し、従業員へ周知することが義務付けられています。

■ 平成25年11月末の「一般事業主行動計画」届出状況は下記のとおりです。
301人以上の企業は100%、101～300人の企業は99．6%の企業が届け出ています。

企業規模 （常用雇用労働者数）	届出企業数	企業数 （雇用均等室把握）	届出率
301人以上	96社	96社	100%
101人以上300人以下	270社	271社	99．6%
100人以下	255社	－	－
合　計	621社	－	－

＊次世代法に基づく認定とは

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。「一般事業主行動計画」とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての計画期間、目標、目標達成のための対策を定めるものです。（次世代法：参考1）

厚生労働省では、「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業を平成19年から「子育てサポート企業」として認定しています。（認定基準：参考2）

＊認定のメリットは

「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができます。 自社の商品、求人広告などに「くるみん」を掲示し、子育てサポート企業であることを広くアピールできるほか、税制の優遇を受けることができます。

◆ 子育てサポート企業に対する税制優遇制度 ◆

認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物及びその付属設備について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

添付資料

資料1 ： 「認定企業の取り組み 株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング」
資料2 ： 「沖縄労働局における次世代法に基づく認定企業名簿」
資料3 ： 「次世代法に基づく認定授与式」次第
参考1 ： 「次世代育成支援対策推進法（抄）」
参考2 ： 「認定基準」
参考3 ： 「子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました」（リーフレット）

資　料　1

認定企業の取り組み

株式会社　沖縄富士通システムエンジニアリング

（所在地　那覇市、 労働者数 約150人）

行動計画期間 ： 平成22年4月１日 ～ 平成25年3月31日

【 目 標 】

１．仕事と育児の両立支援に関する制度等の拡大・周知

２．多様な働き方につながる制度の新設や、労働時間の適正化

【 目標の達成状況 】

◇ 育児短時間勤務制度は小学校３年生までの子を養育する親が利用可能だったが、小学校６年生まで利用範囲を拡大した。

◇ 所定労働時間外勤務の免除を小学校３年生までの子を養育する親から、小学校６年生まで利用範囲を拡大した。

◇ 定時退社日を社内へ呼びかけ、残業をする際は事前に申請するよう徹底させた。

◇ 長時間残業者の状況を経営幹部が課題として共有し、該当者には休暇取得を奨励している。

【目標以外に行った次世代育成支援の取り組み】

・ 従業員の子の職場見学を受け入れた。
・ 育児休業のうち１ヶ月間は、積立休暇の残日数の範囲内で有給扱いとしている。
・ 配偶者が育児休業を取得した場合で育児休業給付金が一定額を下回る場合は、ファミリーアシスト給を支給する。
・ ベビーシッター利用費用を一定額まで補助。
・ 育児休業取得促進の結果、計画期間中の女性の取得率１００％、男性は３名が取得した。

資料２

基準適合一般事業主認定企業名一覧（沖縄）

平成25年12月16日現在
沖縄労働局における
認 定 件 数　13 件
認定企業数　10 件
公表企業数　10 件

次世代認定マーク（愛称：くるみん）

	企　業　名	所在地(市町村)	認定年	認定回数
1	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	那覇市	平成 19 年	1回目
2	琉球ジャスコ株式会社（現在：イオン琉球株式会社）	島尻郡南風原町	平成 19 年	1回目
3	株式会社琉球新報社	那覇市	平成 20 年	1回目
4	医療法人友愛会	豊見城市	平成 21 年	1回目
5	社会福祉法人まつみ福祉会	豊見城市	平成 22 年	1回目
6	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	那覇市	平成 22 年	2回目
7	オリックス・コールセンター株式会社	那覇市	平成 23 年	1回目
8	株式会社りゅうせき	浦添市	平成 24 年	1回目
9	トランスコスモス シー・アール・エム株式会社	沖縄市	平成 24 年	1回目
10	社会福祉法人まつみ福祉会	豊見城市	平成 25 年	2回目
11	株式会社國場組	那覇市	平成 25 年	1回目
12	株式会社琉薬	浦添市	平成 25 年	1回目
13	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	那覇市	平成 25 年	3回目

＊＊＊

事業主の皆様へ

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画を策定し、「子育てサポート企業」認定（基準適合一般事業主認定）を目指しましょう！

❀平成 25 年「子育てサポート企業」認定式❀
株式会社國場組、株式会社琉薬
平成25年5月20日

「子育てサポート企業」認定とは、仕事と子育ての両立支援に関する自社の目標（一般事業主行動計画）を達成するとともに男性の育児休業取得など、一定の要件を満たした企業が厚生労働大臣の認定を受け、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を使用することができる制度です。

自社の商品、求人広告などに「くるみん」を掲示し**子育てサポート企業であることを広くアピール**できるほか、税制の優遇を受けることができます。

照会先：沖縄労働局雇用均等室
電　話：098－868－4380

資　料　３

「次世代法に基づく認定授与式」次第

１　日時　　平成２５年１２月２４日（火）午後１時３０分　～　２時

２　場所　　沖縄労働局　大会議室
（那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎１号館　２階）

３　内容

・局長あいさつ　　沖縄労働局長　谷　直樹

・認定通知書、次世代認定マーク授与　等

【認定企業】

株式会社　沖縄富士通システムエンジニアリング

所在地　那覇市

代表者　代表取締役社長　八田　光三郎

担当：沖縄労働局　雇用均等室
電話：０９８－８６８－４３８０

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）
第十二条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
４　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
５　前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
６　第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）
第十二条の二　前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
２　前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
３　前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）
第十三条　厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）
第十四条　前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

認定基準

１　雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
２　行動計画の計画期間が、２年以上５年以下であること。
３　策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
４　平成２１年４月１日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
５　計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが１人以上いること。
【常時雇用する労働者の数が３００人以下の一般事業主】
　ただし、当該計画期間においてその雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものをいう。）にあっては、次のいずれかに該当すれば足りること。
　　①　計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、１歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
　　②　計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
　　③　当該計画の開始３年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが１人以上いれば足りること。
６　計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が 70%以上であること。
【常時雇用する労働者の数が３００人以下の一般事業主】
　ただし、当該計画期間において、育児休業取得率が７０％未満である中小事業主にあっては、当該計画の開始前３年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業取得率が７０％以上であれば足りること。
７　３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
　　※１「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第２４条第１項第３号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までに措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
　　※２「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
　　・フレックスタイム制度
　　・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
　　・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
８　次の①～③のいずれかを実施していること。
　　①　所定外労働の削減のための措置
　　②　年次有給休暇の取得の促進のための措置
　　③　その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
９　法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

（Ｈ２２．６．３０）

事業主の皆さまへ

子育てサポート企業に対する
税制優遇制度が創設されました

取得・新築・増改築した建物等について 割増償却 ができます

次世代認定マーク
（愛称:くるみん）

- **次世代育成支援対策推進法の認定**を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**が創設されました。
- **「子育てサポート企業」**として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆さま、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局

1 税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下**「次世代法」**）に基づく認定を受け、**「くるみん」を取得した企業**は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の **32%の割増償却**ができます。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- **平成 23 年4月 1 日から平成 26 年3月 31 日までの期間内**に始まるいずれかの事業年度において、**次世代法の認定**を受けること

※個人事業主の場合は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。
※過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。
※当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

次世代法（次世代育成支援対策推進法）とは?

- 少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。
- そこで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取り組み（以下「次世代育成支援対策」）を進めるため、それぞれが果たすべき役割などを定めた**次世代育成支援対策推進法**が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行されました。
- この法律では、少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体による取り組みとともに、企業においても**一般事業主行動計画**（以下「行動計画」）を策定、実施していただくことを定めています。（平成23年4月1日から従業員101人以上の企業に、策定・届出、公表・周知が義務づけられています）。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。
  行動計画の策定について➡ http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html
- この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、申請を行うことによって**「子育てサポート企業」**として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。

3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその附属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等

②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

※所有権が移転しないリース取引に取得したものを除きます。
※増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。
※「建物およびその附属施設」の例
- ●事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
- ●電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備

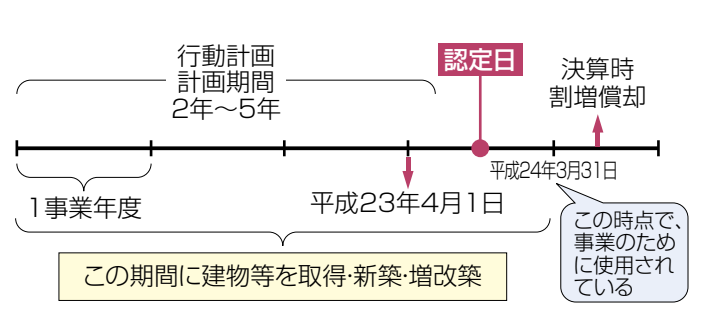

4 事務手続

- **次世代法の認定申請**は、**都道府県労働局雇用均等室**で受け付けています。認定を受けた事業主には「基準適合一般事業主認定通知書」を交付します。
- **割増償却**は、上記通知書の写し等を添えて、**税務署**に申告してください。

※割増償却について詳しくは、**税務署**までお問い合わせください。

「くるみん」を取得するには?

- **次世代法**の認定を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。
  認定基準について➡ http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf
- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- **行動計画が認定基準を満たさない場合は**、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。
  行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。

次世代法の一般事業主行動計画の策定、認定などに関するお問い合わせは

最寄りの都道府県労働局雇用均等室まで

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所　在　地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青　森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩　手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮　城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋　田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山　形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福　島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨　城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃　木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群　馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼　玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16階
千　葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東　京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新　潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富　山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石　川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福　井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山　梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長　野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐　阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静　岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛　知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
三　重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋　賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京　都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大　阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵　庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈　良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥　取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島　根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡　山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広　島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山　口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳　島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香　川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛　媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高　知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福　岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐　賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長　崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊　本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大　分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮　崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖　縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- ●行動計画の策定について　：　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html
- ●認定基準について　：　http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf
- ●認定企業について　：　http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成23年6月作成 リーフレットNo.9